

議案第 55 号

議決第 号

専決処分について承認を求める件（始良市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年6月19日 提出

始良市長 湯元 敏浩

専決第 13 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年5月8日

始良市長 湯元 敏浩

始良市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

始良市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成22年始良市条例第49号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の前の見出し並びに同項及び第4項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。